

第3期 都城市教育大綱

令和7年4月

都 城 市

目 次

はじめに

序 章

- 1 策定の趣旨
- 2 教育大綱の対象と計画体系
- 3 計画期間
- 4 施策の総合的かつ計画的な推進

教育大綱(本論)

第1章 育む人間像

第2章 教育の振興に関する総合的な施策の基本方針

- 1 明日を担う全ての子どもの可能性を引き出す教育を推進します。
- 2 ふるさとを誇りに思い、世界に羽ばたく子どもを育みます。
- 3 常に学び、感性を磨き、文化の薫る豊かなまちを創ります。
- 4 地域を挙げて教育に取り組む、協働のコミュニティを実現します。

はじめに

本市は、三方を山々で囲まれた自然豊かな盆地に位置し、緑豊かな美しい自然に恵まれた環境にあります。また、歴史的には「島津家発祥の地」とも言われ、時代とともに変遷を重ねながら、交通の要衝として農林畜産業を中心に繁栄してきました。

こうした豊かな自然と歴史や伝統を身近に感じることができる素晴らしい教育環境のもと、本市では、“ふるさと都城”に誇りを持ちながら世界に羽ばたく子どもを育成するため、授業の工夫改善等による学力の向上はもちろんのこと、スポーツ・文化活動や郷土教育などを通じた人間力育成にも積極的に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により学びの変革がもたらされ、デジタル化が大きく進展し、加えて、国際情勢の不安定化等、予測困難な時代における教育の果たす役割はますます重要となっています。

そのような中、平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、都城市総合教育会議を設置し、地域の教育の課題やこれからを担う本市の宝である子どもたちに対する教育がどのようにあるべきかについて、協議を重ね、連携して教育環境の充実に取り組んでまいりました。

教育大綱の下、家庭、学校、地域及び行政が連携・協力しながら、人間力あふれる子どもたちの育成につながるよう、様々な施策に取り組んでまいります。



令和7年4月

都城市長 池田 宜永

序 章

序章

1 策定の趣旨

本市の教育大綱は、これまでの教育に関する取組を尊重しつつ、これからの教育政策に関する方向性を明確化し、教育施策の総合的な推進を図るために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本市の「育む人間像」を定めるとともに、「教育に関する総合的な施策の基本方針」を定めるものです。

2 教育大綱の対象と計画体系

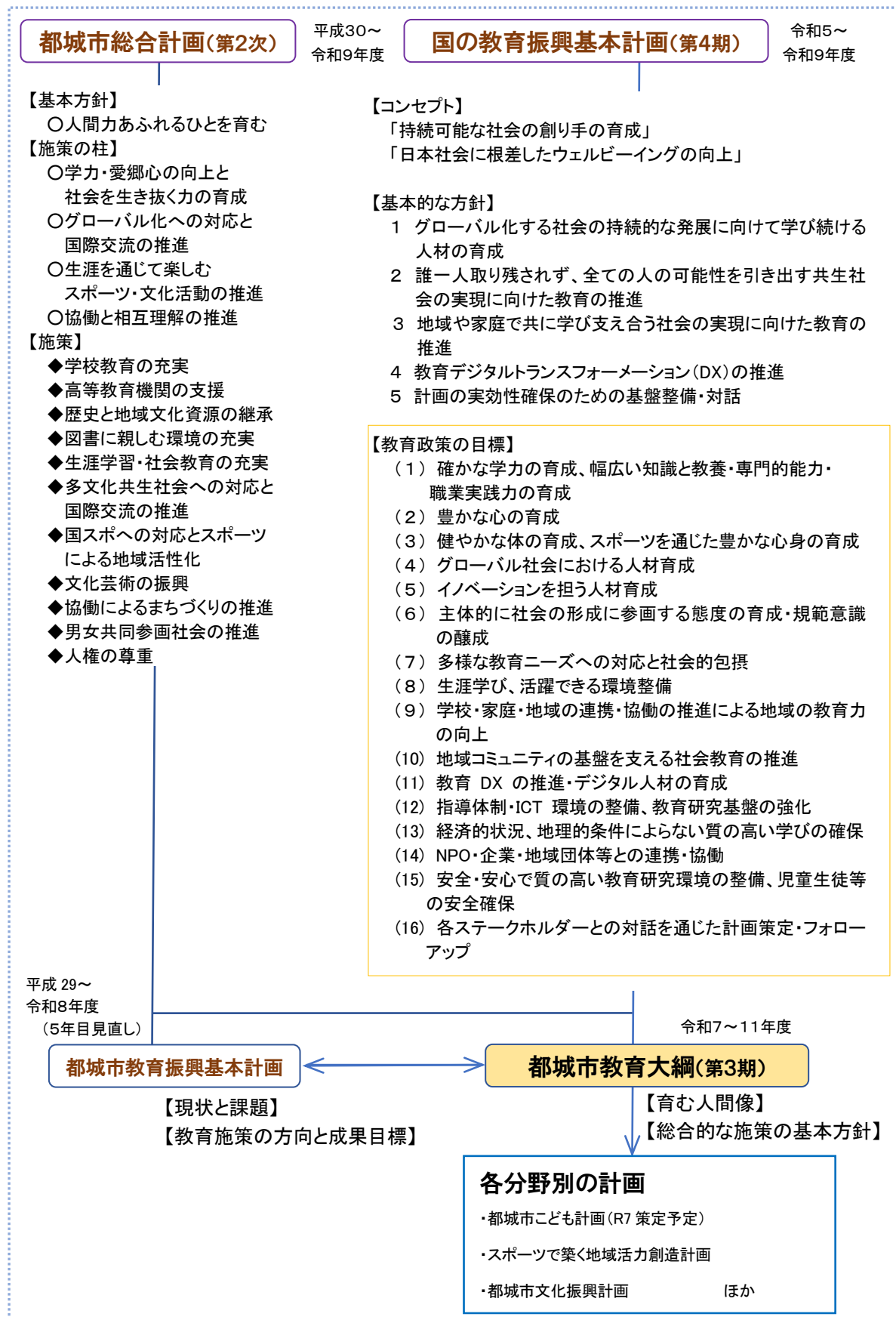
教育大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画（現在は第4期で計画期間は令和5年度～令和9年度）における基本的な方針を参酌※して定めることとされており、策定の趣旨を踏まえ、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について、その基本となる方針を定めます。

本市の教育大綱においては、国の計画における今後の教育政策に関する2つのコンセプトと5つの基本的な方針を参酌して策定します。

なお、詳細な施策については、本市が人口増加に転じたことで生じる課題への対応も含めて、各分野別の計画に委ねることとします（図1参照）。

※「参酌」とは、「参考にする」という意味。

図1 計画の体系



3 計画期間

本市の教育大綱の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、教育を取り巻く状況の変化や国の次期教育振興基本計画の内容などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこともあります。

4 施策の総合的かつ計画的な推進

教育施策の意義を広く市民に伝え、推進していくためには、行政はもとより、地域社会や各家庭、企業、NPO法人等、様々な分野の構成員の参画や協力を得ていくことが必要です。そのためには、本方針を広く周知するとともに、それぞれが推進の原動力となっていくように理解を求めていくことが何よりも大切です。

また、目標像を形にするためには、この教育大綱に基づき策定する分野別の方針や計画に沿った施策が、効果的かつ着実に実施されていくことが求められます。そのため、今後策定する各分野別の計画には可能な限り成果目標を掲げ、その達成状況を測定しつつ、必要に応じて、的確な課題抽出や分析を行い、不断の見直しにつなげていくことが重要です。

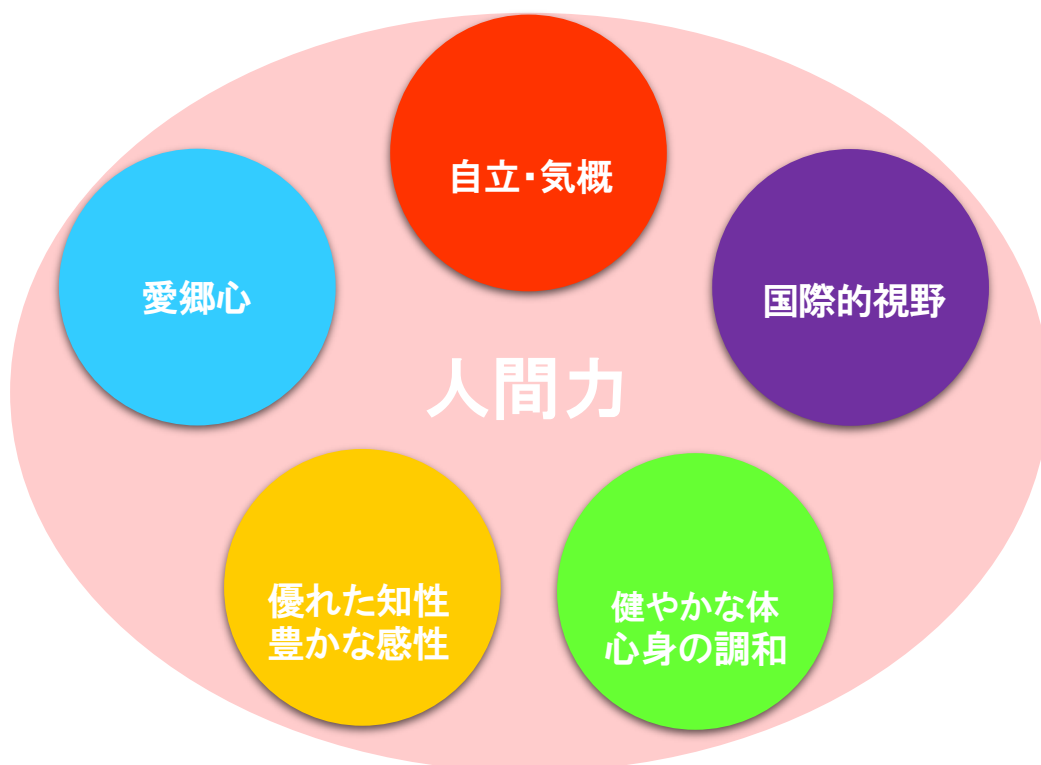
教育大綱(本論)

第1章 育む人間像

【育む人間像】

都城市の教育は、あらゆる教育の場を通じて、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として『優れた知性と豊かな感性と健やかな体を備え、ふるさとを誇りに思う自立した人』を育むとともに、『時代を切り拓く気概を持ち、心身ともに調和のとれた、国際的視野に立って社会の発展に寄与できる人間力豊かな人』の育成を目指します。

日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図るために、都城の市民一人一人が、これまでの取組の方向性を尊重しつつ、健やかに成長し、豊かに生きるとともに、積極的に地域社会と関わり、自らの知性と感性で持続可能な社会に貢献できるよう、育む人間像を定めます。



「ウェルビーイング」とは…

・身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

・多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

第2章 教育の振興に関する総合的な施策の基本方針

1 明日を担う全ての子どもの可能性を引き出す教育を推進します。

施策の方向性 1 子どもの学力を伸ばします。

全国学力調査等の結果の数値的な根拠に基づく分析を進めます。また、小中一貫教育の推進等を通して授業の工夫改善や実践的な校内研究の実施に努め、教員一人一人の指導力の向上を図ります。さらに、1人1台端末等のデジタル技術を活用した児童生徒への学習指導・生徒指導など、教育D Xの推進により、主体的・対話的で深い学びの充実や学習・指導環境の整備に取り組むとともに、家庭及び地域と連携して子どもの学力を確実に伸ばします。

また、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なステージと認識し、教育・保育環境の整備を図り、多様な保育サービスの充実に努めます。



一人一台端末を活用した学習の振り返り

施策の方向性 2 社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材を育成します。

多様で変化の激しい、不安定な社会情勢の中で、夢と志を持ち、自ら学び、考え、行動する力を育みます。また、豊かな心を育むとともに、適切な食事と運動によって得られる健やかな体を持つ子どもを育成します。このことにより、社会の課題が多様化・複雑化し、将来の予測が困難な時代を乗り越えていく力を養い、困難に立ち向かう主体的・能動的な人間力豊かな人を育みます。

また、子どもの社会的・職業的自立を目指して、学校における縦の連携に加えて、学校・家庭・企業等の地域社会との横の連携や協働を推進し、キャリア発達を促す教育の充実を図り、その一環として、子どもを主役とした持続可能な部活動の実現を目指します。

施策の方向性 3 多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育を推進します。

「いのち」や人権を大切にすることを学ぶ取組を推進するとともに、全ての児童生徒の障がいや不登校、日本語能力、特異な才能、複合的な困難等の多様なニーズに応じ、個別最適な学びの機会の確保に努め、共生社会の実現を目指します。

////////////////////////////////////

郷土教育を推進し、長年にわたって伝承されてきた祭りや地域の伝統文化について理解を深め、主体的に参加することにより、歴史の息づくふるさと都城を生涯誇りに思う心を育み、地域社会を牽引していく力を醸成します。



山之口弥五郎どん祭り

語学教育や国際交流を積極的に進め、世界に羽ばたくグローバルな視野を持つ子どもや新たな価値を創造する子どもを育む教育を推進し、様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人財の育成に繋がります。



モンゴル、ウランバートル市との交流

////////////////////////////////////



////////////////////////////////////

市内の全ての小・中学校において、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の更なる充実を図り、保護者や地域住民が学校運営に参画し、地域を挙げて子どもの健全な成長を促すことにより、学び手、学校、保護者・地域住民等が「三方よし」となり、それぞれのウェルビーイングが高まるよう三者が一体となる学びの共同体の仕組みをつくります。



学校支援ボランティア(きりっ子隊)による調理実習の支援

大学や高等専門学校等の高等教育機関との連携をより一層進め、それらの人材育成機能を活用し、多様な教育の場を創出します。また、高等教育機関の持つ技術や知見を地域社会の活力向上に活かします。

また、市内の大学に教員養成等を目的とした学部学科があることに鑑み、子どもに携わる人財の育成を図ります。

地域の伝統を守り、コミュニティの活力を維持するために、まちづくり協議会やNPO法人などの多様な市民団体等が、より一層自立的、主体的に連携することにより、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上を図り、協働できる社会づくりを進めます。



幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

都城市総合政策部総合政策課
都城市教育委員会教育総務課

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町 6 街区 21 号